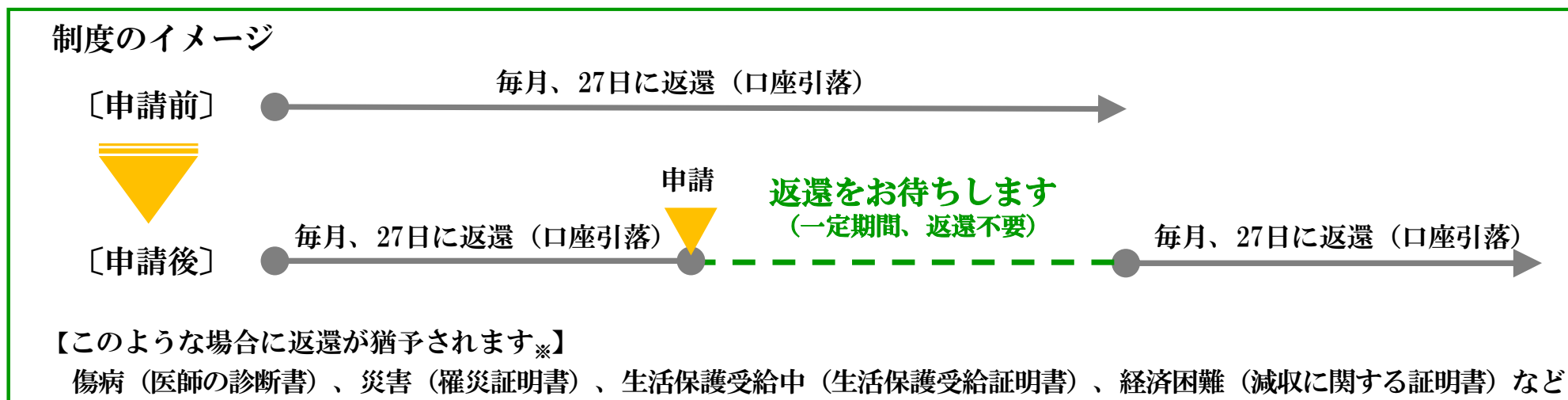


一定期間、返還をお待ちします

事情があって返還が困難な場合、返還期限を先延ばしにして、一定期間、返還をお待ちするのが「返還期限猶予制度」です。



※ 毎年申請が必要で、適用期間は通算10年間でありますが、次の場合は制限年数はありません。

⇒ 傷病、災害、生活保護受給中など

※ 第二種奨学金（有利子）の場合、猶予されている期間は新たな利息はかかりません。